

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税に関する賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、地方税に関する賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する賦課徴収事務
②事務の概要	薩摩川内市では、地方税法及び薩摩川内市税条例、薩摩川内市国民健康保険税条例に基づき、①事務の名称に係る賦課事務を行っている。 【個人住民税】 地方税法等に基づき、原則として1月1日現在で市内に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税する。 【法人住民税】 地方税法等に基づき、市内に事務所や事業所などがある法人等に対して法人住民税を課税している。税額は法人の規模により負担する均等割と、法人税額を元に負担する法人税割がある。 【固定資産税】 地方税法等に基づき、1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に対して、その資産価値に応じた固定資産税額を課税する。 【軽自動車税】 地方税法等に基づき、毎年4月1日（賦課期日）現在で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障害者の方、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。 【国民健康保険税】 地方税法等に基づき、国民健康保険の被保険者に対して、国民健康保険税を課税している。また、被災者に関しては、申請に基づいて国民健康保険税を減免する。
③システムの名称	・Acrocity（個人住民税・法人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税） ・中間サーバー ・税務LAN ・総合固定資産税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・（個人住民税・法人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）情報ファイル ・市民税申告情報ファイル ・総合固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び主務省令第2条（情報提供の根拠） - 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表において、第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項（情報照会の根拠） - 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民安全部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部総務課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民安全部税務課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録を行う際は、登録情報が真正であることを確認するため、課税資料等から入手したマイナンバー等の個人情報について、システムに登録する前に市民課へ情報照会を行っている。また、登録した内容については別の担当が入力内容の審査を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを含む個人情報の登録が必要な場合は、その根拠となる課税資料の記載内容や既存情報の有無を複数人で確認を行っており、事務に必要なない個人情報の入手や紐付けが行われないよう対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	収納課長 枇杷 繁	収納課長 有村 辰也	事後	平成27年4月1日付人事異動
平成28年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 山口 秀昭	税務課長 堂元 清憲	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 堂元 清憲	税務課長 道場 益男	事後	平成29年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 道場 益男 収納課長 有村 辰也	税務課長 収納課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	VIリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VIリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	総務部税務課	市民安全部税務課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務部税務課	市民安全部税務課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表の16の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の48の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年12月1日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年12月1日	VIリスク対策 8. 入手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 8. 入手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー登録を行う際は、登録情報が真正であることを確認するため、課税資料等から入手したマイナンバー等の個人情報について、システムに登録する前に市民課へ情報照会を行っている。また、登録した内容については別の担当が入力内容の審査を行っている。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年12月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		マイナンバーを含む個人情報の登録が必要な場合は、その根拠となる課税資料の記載内容や既存情報の有無を複数人で確認を行っており、事務に必要なない個人情報の入手や紐付けが行われないよう対策を行っている。	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	行政管理部行政経営課	行政管理部総務課	事後	令和年8年4月1日付組織見直し
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施